

別添 (老朽化した都市計画施設の改修に関する事業)

次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第 109 条の 2 に基づく都市計画事業として実施します。

表 1：事業一覧（令和 4 年 9 月 27 日鹿児島県同意）

施行者の 名称	都市計画事 業の種類及 び名称	事業地	改修事業の 概要	事業施行期間		新たな 土地の収用 又は使用	備考
				自	至		
鹿屋市	鹿屋都市計 画道路事業 3・5・5 号 川東新線	鹿屋市白崎 町、新川町 地内	車道の改修	立地適正化 計画の公表 の日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規

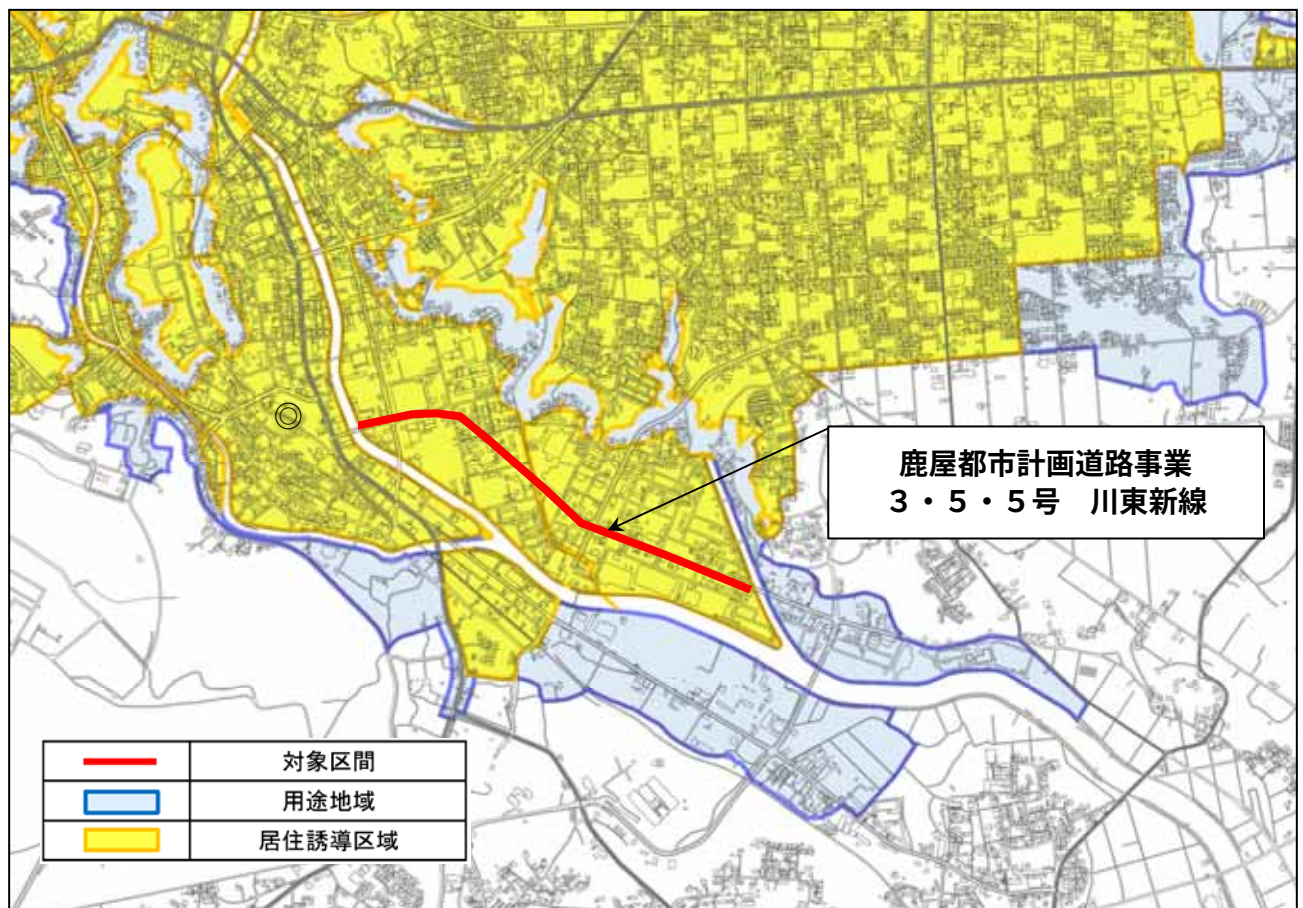


図 1：対象区間

表2：事業一覧（令和5年11月24日鹿児島県同意）

施行者の 名称	都市計画事 業の種類及 び名称	事業地	改修事業の 概要	事業施行期間		新たな 土地の収用 又は使用	備考
				自	至		
鹿屋市	鹿屋都市計 画道路事業 3・4・2号 昭栄札元線	鹿屋市曾田 町及び寿5 丁目地内	トンネル設 備の改修	立地適正化 計画の公表 の日	令和8年3 月31日	該当しない	新規
鹿屋市	鹿屋都市計 画道路事業 3・4・10号 見取山線	鹿屋市北田 町及び西大 手町地内	トンネル設 備の改修	立地適正化 計画の公表 の日	令和8年3 月31日	該当しない	新規

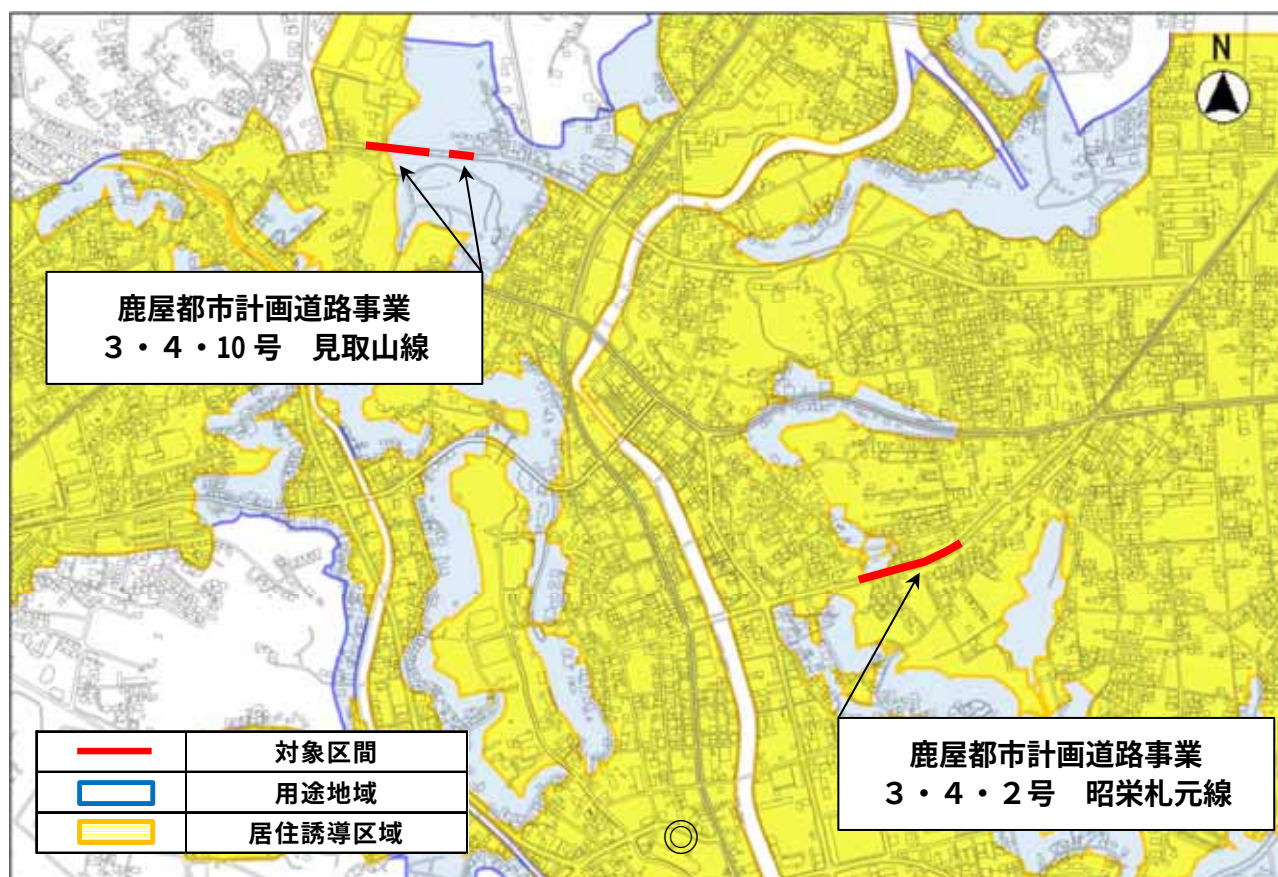


図2：対象区間

表 3-1：事業一覧（令和 8 年 8 月 17 日鹿児島県同意）

施行者の 名称	都市計画事 業の種類及 び名称	事業地	改修事業の 概要	事業施行期間		新たな 土地の収用 又は使用	備考
				自	至		
鹿屋市	鹿屋都市計 画道路事業 3・4・2 号 昭栄札元線	鹿屋市寿 5 丁目地内	車道及び歩 道の舗装修 繕	立地適正化 計画の公表 の日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規

表 3-2：事業一覧（令和 8 年 8 月 20 日鹿児島県同意）

施行者の 名称	都市計画事 業の種類及 び名称	事業地	改修事業の 概要	事業施行期間		新たな 土地の収用 又は使用	備考
				自	至		
鹿屋市	鹿屋都市計 画道路事業 3・4・2 号 昭栄札元線	鹿屋市曾田 町及び寿 5 丁目地内	トンネル設 備の改修 (照明設備 の更新)	立地適正化 計画の公表 の日	令和 10 年 3 月 31 日	該当しない	新規

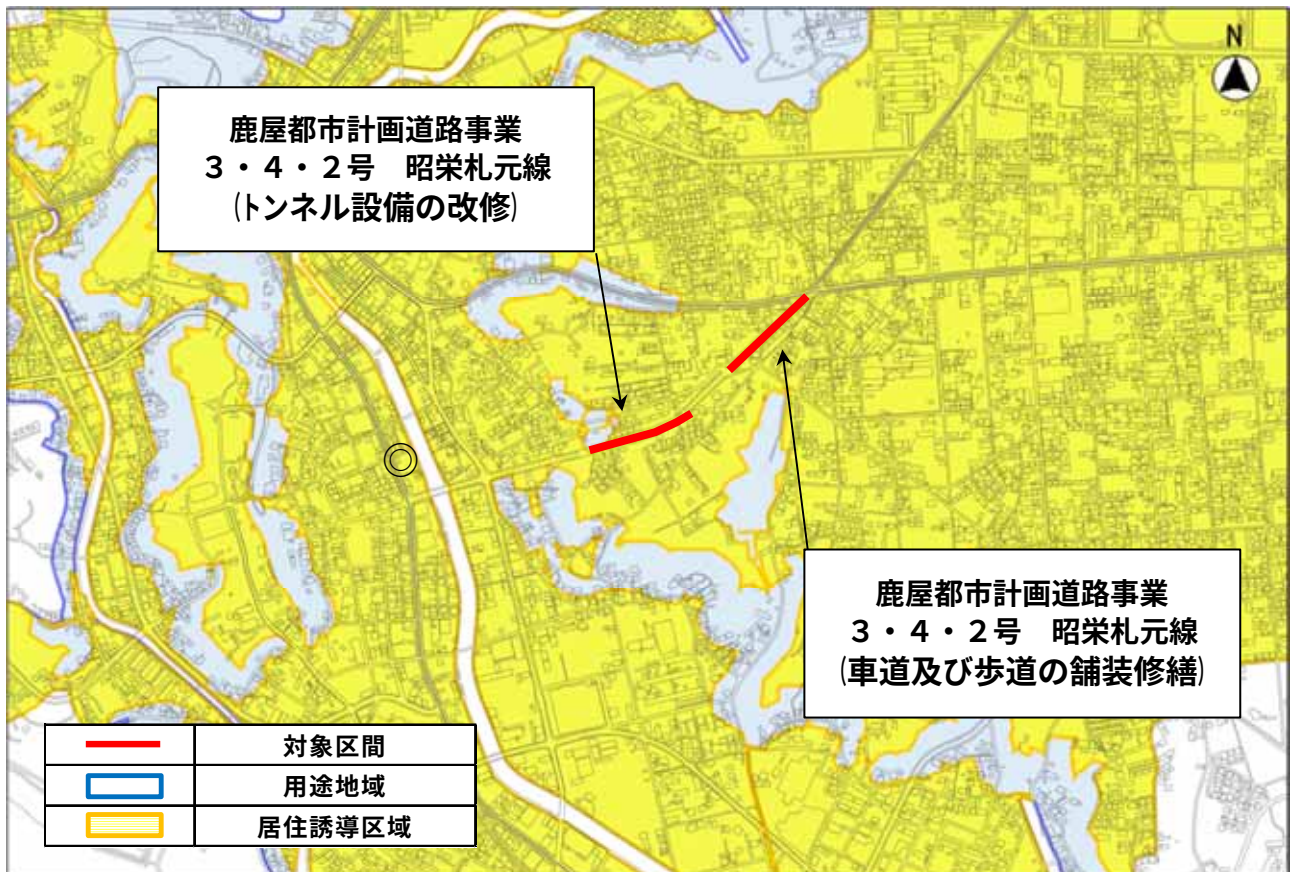


図 3：対象区間